The Article 9 Society Hiroshima
第九条の会ヒロシマ
会報 62 号
2009年6月

世話人代表　岡本三夫（広島修道大学名誉教授）
連絡先　〒734-0015　広島市南区宇品御幸1-9-26-413
TEL　070-5052-6580　E-mail:fujii@jca.apc.org（藤井）
FAX　082-283-7789（佐々木孝）
ホームページ:http://9-hiroshima.org/
郵便振替 01390-5-53097 第九条の会ヒロシマ 年会費2,000円

ひとりひとりの意思表示

8・6新聞意見広告2009にご参加下さい！

◆　掲載日　2009年8月6日（木）
　　中国新聞全15段
　　朝日東京都心版・山口県など5段予定
◆　賛同金　個人１口　1000円　団体１口　5000円
◆　申し込みは、振替用紙をご利用ください。
　＊振込みの締切りは７月１５日まで
　＊直接渡し、電話FAXの場合は７月２０日まで
◆　お名前の掲載　（可・不可）
　★　ペンネーム・ニックネーム大歓迎
◆　コピー送付　（要・不要）
　＊送付要の方のみ、8月10日頃にお届けします。
　　可能な方は、できるだけ新聞をご購入下さい。
　＊会員さんには、9月頃会報と共に送付予定。
◆　今年は広島県９条の会ネットワーク協賛です

「核廃絶へ行動を！」　「ノーベル平和賞受賞者ヒロシマ・ナガサキ宣言」が、来年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議にむけ5月17日中国新聞に発表されました。保有大国が固執する核抑止論を打ち破るため、昨年９条世界会議で活躍し、広島でも力強い講演をされたマイレッド・マグワイアさんたちの努力で実現したのです。侵略戦争の猛省と原爆投下が陸海空軍を一切持たないとする９条を生み出したとダグラス・ラミスさんは書かれ、当会の岡本三夫世話人代表も「核廃絶と９条は車の両輪」と言われています。

日本政府は、陸・海・空３自衛隊をソマリア沖やジプチに派遣しました。3月、呉海自からの派遣には特別警備隊が含まれ、その後もP3C対潜哨戒機、陸自中央即応連隊、C130輸送機と派遣を続け、約1000人もの自衛官に「海賊対処」として前線に立たされます。自衛官の自死が増えているのは何故でしょう？　「海賊対処法案」の大幅な武器使用緩和は「国益」のために「国の交戦権」を認めることになり９条２項違反です。

改憲論議をする「憲法審査会」を動かそうとしています。政府は人々が改憲を望んでいないことを知っているから今まで憲法審査会が動かせなかったのです。私たちには平和的生存権が憲法で保障されています。改憲して武力行使をするではなく、平和外交努力を尽すよう、声をあげ続けます。

９条は世界の希望、STOP改憲、STOP自衛隊海外派遣
　このメッセージが多くの人に賛同され、世論を高める一助になればと願い、今年も８・６新聞意見広告に取り組みます。ご賛同、ご協力、よろしくお願い致します。（藤井純子）

会報62号　　目　次

1　８・６新聞意見広告のお知らせ
2　巻頭言　核兵器廃絶から戦争廃絶へ　（岡本　三夫）
3　上関原発建設を止めよう　（西塔　文子）
4～5　戦争違法化の流れ４　（二見　伸吾）
6～15　５・３憲法記念日リレートーク報告　（佐々木　孝）
・９条があるから　ー９条朗読　（島村眞知子　藤井純子）
・核兵器廃絶と日本国憲法９条　（森瀧　春子）
・原爆症裁判と在日被爆者問題　（青木　克明）
・子どもの人権と憲法　（三浦　精子）
・日本の原子力政策と憲法　（木原　省治）
・海賊対処法の問題点　（西岡由紀夫）
・岩国爆音訴訟と司法改革　（大月　純子）
・子どもは守られているのか　（橋本　真）
16　キューバから一革命から50年　（栗原　君子）
17　川柳でメッセージを（筆録　島村眞知子）　活動報告
18　お知らせ、後記

意見広告コピー3000枚を配布しま～す！
８月６日　７時～　原爆ドーム前
原爆ドームには早朝から核廃絶を求める人が全国から集ってきます。この行動にもご参加下さい。

意見広告のチラシは、何枚でも送ります。
まわりの方に呼びかけて一緒にご参加下さい。
振替用紙又は下記連絡先までのご連絡をお待ちしています。
FAX:082-283-7789（佐々木）　E-mail：fujii@jca.apc.org

【巻頭言】

核兵器廃絶から戦争廃絶へ

岡本三夫

被爆地ヒロシマ・ナガサキには核兵器廃絶だけでなく、戦争廃絶を訴える責任がある。なぜなら、「核兵器があるかぎり、為政者は国家危急存亡の際には必ず核兵器を使うだろう」（「ラッセル・アインシュタイン声明」）からである。イランや北朝鮮が核兵器開発に拘泥するのも、「イラクの二の舞は御免だ！」と思っているからだろう。米国ほかの国々が核兵器廃絶を実現し、戦争廃絶に向かわない限り、核兵器拡散は避けられまい。

非同盟諸国運動が主張しているように、戦争廃絶は現実的なオプションである。地球儀をよく見てみよう。戦争の発生が起こり得ない、あるいは極めて起こりにくい斑（まだら）模様の地域が世界中に生まれている。特に、独仏を中心にした人口５億の欧州連合約３０カ国という広大な平和地帯の誕生には目を見張らざるをえない。四海によって隔離された日本に某国が襲来し、占領するなどという想定は荒唐無稽なデマにすぎない。　史上、蒙古襲来の頓挫と米軍の占領以外に、日本を侵略した国があっただろうか。日本はアジア諸国に侵略したが、逆の例はない。私たちの調査によれば日本国憲法第９条は約8割の国民によって支持されているが、その潜在的な根拠はここにある。

しかし、不戦主義的世論は決して四海によって他国から隔離されている日本だけの現象ではない。ドイツ、フランス、オーストリアのような徴兵制のある国では良心的兵役拒否の思想と実践が定着し、良心的兵役拒否者に対する法的保護が整備されているが、米ソ冷戦終結後におけるその激増ぶりは顕著で、ここ数年間におけるドイツの良心的兵役拒否者は年間十五万人前後に達する。

良心的兵役拒否という思想は、主としてクエーカー派、メノナイト派、ブレズレン派という歴史的平和教会に属する信徒が「殺してはならない」という聖書の命令に忠誠を誓い、兵役を拒否したことに由来する。その歴史は迫害、投獄、拷問、国外追放などに満ちているが、二つの世界大戦を経て、良心的兵役拒否者の人権が認められるようになり、現在では徴兵制度のある西洋諸国の多くで制度化され、福祉施設、病院、図書館、平和研究所などで兵役とほぼ同じ期間、ボランティアに従事する規定になっている。良心的兵役拒否が人権として承認されるまでには民主主義が成熟している西洋諸国でも長い間の紆余曲折があった。　権利としての兵役拒否は当初は特定宗教の信徒のみを対象とした限定的なものだったが、現在では非宗教的な市民的兵役忌避の権利となった。

絶対平和主義は単なる理想論と見なされがちだが、日本国憲法第９条に実定法化されて、国民の平和意識を規定しており、また、その政治的有効性はインドのガンディや米国のキング牧師らの非暴力的政治実践にも顕著に現われている。ガンディは非暴力によるインド独立を達成し、キング牧師はガンディの非暴力主義を公民権運動に援用して、アフリカ系米国市民の人権拡大に成功した。彼らは、不服従、非協力、不買、断食、集団入獄、黙祷集会、税金不払い、デモ、ボイコット、ピケット、ストライキ等、あらゆる非暴力的抵抗手段を駆使して、二十世紀における絶対平和主義の政治的有効性を証明した。

さらに、フィリピンの「エドゥサ革命」（1986年）では非暴力で独裁者マルコス大統領を国外追放し、不変と思われた南アの人種隔離法・アパルトヘイトも非暴力で廃止された。そして、非暴力による「ベルリンの壁の崩壊」と、それに続いた米ソ冷戦の終結がある。

無軍備と絶対不戦を明文化した日本国憲法第９条を非現実的な理想論だとする俗説は古くからあるが、逆に、これこそ２１世紀のロードマップであるとして、世界の憲法に採り入れることを主張している外国人も数多くいることは昨年幕張、仙台、大阪、広島で開催された「九条世界会議」で実証された。

「第九条の会ヒロシマ」は今年の8月6日にも憲法９条を愛護し、憲法９条で連帯する新聞意見広告運動を展開するので、皆様方のご支援とご参加に期待しています。

第九条の会ヒロシマ

「むらさきつゆくさ」ニュースレターより

上関原子力発電所建設計画を止めよう

西塔文子（プルトニウム・アクション・ヒロシマ）

昨年６月の『六ヶ所村ラプソディー』の上映会の折に、長島の自然を守る会の森田さんから、埋め立て申請許可の迫る上関の現状について、切々とした訴えがありました。このことが、私たちの会（プルトニウム・アクション・ヒロシマ）でも上関の問題に本気で取り組まなければ、と決意する大きなきっかけになりました。
今、広島でも、上関原子力発電所建設計画を止めよう！と動き始めた人たちが、私たちの会の他にもたくさんいます。みんなで力を合わせて、上関原子力発電所建設計画を白紙に持っていきたいと思います。

上関原発建設計画がはらむ問題

上関原子力発電所建設計画は、数多くの深刻な問題をはらんでいます。原子力発電所建設予定地から3.5㎞のところにある祝島の人たちの「命の海を守りたい」という強い意志をふみにじって進められる計画であること、豊かな漁業資源を保障し希少生物たちに生きる場所を提供してきた田ノ浦の生態系をズタズタに破壊してしまうこと、瀬戸内海にトリチウムなどの放射性物質が恒常的に放出されるようになること、活断層の存在が疑われる区域の埋め立て地の上に原子炉が設置される（前例のないものだそうです）原子力発電所であること、上空の米軍機の飛行・墜落の危険…枚挙にいとまがないほどです。

意味のない原子力発電所建設

一方、この原子力発電所建設には、もはや意味がありません。 中国電力の昨年度の最大需要電力は1207万kWでした。そして、中国電力の発電所全体の設備容量は1534万kW（2007年度）。単純に計算すると、27％の余裕があります。さらに、昨年秋の経済状況の変化で、大口の電力需要は落ち込み、「当分回復は期待できない」と中国電力の社長自らが言っておられます。「原発がないと電気が足りなくなる」のではなく、電気は余っています。

また、「原発は地球温暖化防止にも役立ち」ません。原子力発電所は出力の調整がむずかしいので、昼と夜、そして季節ごとに変わる電力需要の変化に対応できません。原子力発電所が稼動しても、その変化分は火力発電所等が受け持たなくてはならず、結局、原子力発電所が増えると発電量全体が押し上げられてしまう結果となります。さらに、上関に計画されている規模の原子力発電所は、太田川３本分の、水温が７℃上昇した温排水を絶えず海水中に放出します。海水の温度が上昇すると、海水中のCO_2は大気中に出て行き、温暖化が促進されます。「原発は地球温暖化を促進」してしまいます。

同封の
署名をお願いします

さらに、原発がその中に位置付けられていた「核燃料サイクル」そのものが破綻しています。およそ50年前に立てられた（「原子力基本法」の成立は1955年）日本の原子力利用計画は、国産のプルトニウムを燃料とした発電を行うことによって、日本のエネルギーの自立を図ろうとするものでした。ウランは石油と同様、採掘が続けばやがて枯渇してしまいます。しかし、ウランを原子炉で燃やすことによって生じるプルトニウムを、高速増殖炉という特殊な原子炉で燃やせば、燃やしながらプルトニウムをわずかずつ増やすことができます。そうすれば、もはや日本は海外から燃料を輸入する必要はない、という筋書きでした。上関に計画されているような通常の原子力発電所は、日本の原子力利用計画の中では、「プルトニウムを生産するための原子炉」として位置付けられていました。しかし、1995年の高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏れ事故は、高速増殖炉の実用化が困難であることを示しました。国産のプルトニウムによるエネルギーの自立という５０年前の青写真は、実現が困難であることが明らかになったわけです。したがって、もはや、プルトニウムの生産は必要ではなく、プルトニウムを生産する通常の原子力発電所も必要ではありません。

別の選択肢を！

意味のない原子力発電所を建設するために、かけがえのない大切なもの（上関原子力発電所建設計画地に向き合う祝島の文化、瀬戸内海随一の豊かな自然、漁業資源、健康、安全…）を犠牲にするわけにはいきません。

エネルギーの自立は、別の形で図ることが可能なことが、今やはっきりしています。分散型の、自然エネルギーの利用を基本とした新しいエネルギー政策への転換が、今、強く望まれます。

「上関町の『原発建設計画中止！』を求める署名」も始まりました。いろいろな方法で「ほんとうのこと」をできるだけ多くの人に伝え、上関原子力発電所建設計画を止めよう！という声を広島の多数派の声とし、上関原子力発電所建設計画を白紙に戻しましょう！

戦争のない世界へ
戦争違法化と日本国憲法（4）

二見伸吾（しずく工房）

●ハーグ世界市民平和会議

1999年、オランダのハーグで、世界市民平和会議が開かれました。世界から700を超えるNGO、9000人を超す市民が参加し、戦争をなくし、平和をつくるために何が必要か熱い討論が繰り広げられました。日本からも約400人が参加し、核兵器廃絶の重要性や憲法９条の意義について発言しました（松竹伸幸『９条が世界を変える』かもがわ出版、君島東彦「平和を創る主体としてのNGO」『平和・人権・NGO』新評論）。

会議を準備する過程で、「21世紀の平和と正義のためのハーグ・アジェンダ」が作成されます。アジェンダは、戦争の廃絶、平和の構築という課題を「戦争の根本原因／平和の文化」「暴力的紛争の予防、解決、転換」「国際人道法、国際人権法」「軍縮および人間の安全保障」という４つの領域に整理しています。

会議最終日に、「公正な世界秩序のための10の基本原則」が発表されました。

1. 各国議会は、日本国憲法第９条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである。
2. すべての国家は、国際司法裁判所の強制管轄権を無条件に認めるべきである。
3. 各国政府は、国際刑事裁判所規程を批准し、対人地雷禁止条約を実施すべきである。
4. すべての国家は、「新しい外交」を取り入れるべきである。「新しい外交」とは、政府、国際組織、市民社会のパートナーシップである。
5. 世界は人道的な危機の傍観者でいることはできない。しかし、武力に訴えるまえにあらゆる外交的な手段が尽くされるべきであり、仮に武力に訴えるとしても国連の権威のもとでなされるべきである。
6. 核兵器廃絶条約の締結をめざす交渉がただちに開始されるべきである「戦争防止地球行動 」の計画が平和な世界秩序の基礎になるべきである。
7. 小火器の取引は厳しく制限されるべきである。
8. 経済的権利は市民的権利と同じように重視されるべきである。
9. 平和教育は世界のあらゆる学校で必修科目であるべきである。
10. 戦争防止地球行動の計画が平和な世界秩序の基礎になるべきである。

（君島東彦さんの訳による）

どうやったら平和がつくれるのか。その筆頭に日本国憲法９条が来たのです。60年近くにわたって戦争がなかったという事実はなんといっても重い。

翌年の2000年、国連ミレニアム・フォーラムが開かれます。ミレニアム・サミット（首脳会談）にあわせて、アナン事務総長が提唱。113カ国から1000を超えるNGOが参加し、1350人の市民がつどいました。公式なまとめではありませんでしたが、分科会で「ひんぱんにとりあげられたトピックスと提案」が紹介され、その二番目に「日本の憲法９条に規定されている戦争放棄原則をすべての国々が自国の憲法のなかに採用するという提案」が入っています。「決議」から「憲法のなかへ」と発展したのです。

●GPPAC（武力紛争予防のためのグローバルパートナーシップ）

2001年、国連のアナン事務総長が報告書の中で「紛争予防における市民社会の役割が大切」だと述べ、紛争予防に関するNGO国際会議の開催を呼びかけました。これに応えて発足したプロジェクトがGPPAC（Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ）です。

2005年7月、ニューヨーク国連本部にて採択されたGPPAC世界提言のなかに９条は次のように書き込まれました。

世界には、規範的・法的誓約が地域の安定を促進し信頼を増進させるための重要な役割を果たしている地域がある。たとえば日本国憲法第９条は、紛争解決の手段としての戦争を放棄するとともに、その目的で戦力の保持を放棄している。これは、アジア太平洋地域全体の集団安全保障の土台となってきた。（ピース・ボートのホームページより）

●世界平和フォーラムin バンクーバー

2006年６月「都市とコミュニティー：戦争を終わらせ、公正で持続可能な世界を作るために」というテーマで第1回世界平和フォーラムがバンクーバーで開催されました。 97カ国から5000人が集まり、全体会・ワークショップ・文化行事などが開かれました。日本からの参加者は約200人だったそうです。

最終日、「バンクーバー平和アピール2006　平和を作ろう！」という最終文書を確認しました。そのなかに、またまた憲法９条が登場します。

1. イラク、アフガニスタンからの外国軍の撤退
2. 国際法および国連決議の枠組みの下でのイスラエル・パレスチナ問題の交渉による解決
3. 地球温暖化問題と持続可能なエネルギー政策に取り組むという決議
4. 国連安保理決議１３２５の履行による女性の完全で平等な社会参加
5. 拷問の停止とグァンタナモ刑務所の閉鎖

６.軍事費の削減と人間のニーズへの転換
７.各国政府による憲法上での戦争放棄（例えば日本の９条のように）
［We callfor］ Governments to constitutionally renounce war（eg. Japan's Article 9）
８.国連総会のより強力な役割
９.国連による特別総会と「軍縮の10年」開催の宣言
１０.各国による検証可能で不可逆的な核軍縮の交渉
（川崎哲さんの訳。下線は二見）

そして最終文書の最後はつぎの言葉で結ばれています。

私たちは、平和で公正、持続可能な世界を手に入れるために、人々を力づけ、お互いの努力を結びつけあい、希望を育んでいく。私たちは戦争のない世界――私たちの子どもに残していける世界――を強く望んでいる。

●イラク訴訟と平和に生きる権利

2008年4月17日に出された「イラク派兵違憲訴訟」の名古屋高裁判決は、イラク派兵は憲法違反だと断罪するとともに「平和に生きる権利」について、世界の流れにそった位置づけを示しました。これまでは、平和的生存権は、あくまで理念的権利であり、その侵害があっても裁判であらそうような具体的権利でないという考えが学説上支配的だったのです。

しかし、この判決はそれをくつがえし、この権利はお題目ではなく、「すべての基本的人権の基礎であり、かつ具体的権利性があると次のように述べています。

「平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利である」

「平和的生存権は、憲法上の法的な権利として認められるべきである」

「裁判所に対してその保護・救済を求め、法的強制措置の発動を請求し得るという意味における具体的権利性が肯定される場合がある」

「（平和的生存権は）単に憲法の基本的精神や理念に留まるものではない」

この判決が出たとき、当時、航空自衛隊トップだったたもがみ田母神俊雄航空幕僚長は「私が（隊員の）心境を代弁すれば『そんなの関係ねぇ』という状況だ」と述べ、物議をかもしましたね（その後、彼は侵略戦争を正当化する発言をくりかえし、「辞任」したことも記憶に新しい）。イラク訴訟とその判決の意義については毛利正道さんの『平和的生存権と生存権が繋がる日』（合同出版）、川口創・大塚英志『「自衛隊のイラク派兵差止訴訟」判決文を読む』（角川書店）を参照して下さい。

●9条世界会議

2008年5月、幕張メッセ、仙台、大阪、そして広島で、「９条世界会議」が開かれました。幕張メッセの初日、全体集会は1万2000人が参加し満席となり、3000人以上が会場には入れませんでした。仙台2500人、大阪8000人、広島120[illegible]は３万人を超します。海外からも42か国・地域から150人以上が参加し、まさに「世界会議」の名にふさわしい成功を収めたのです。

まとめの総会において「戦争を廃絶するための9条世界宣言」など３つの宣言と生命をを確認し発表。「9条世界宣言」は、「9条を人類の共有財産として支持する国際運動をつくりあげ、武力によらない平和を地球規模で呼びかける」と述べ、世界のすべての政府への提言と日本政府に対しての提言が記され、そして「９条の主要な原則の維持・拡大を地球規模で促進していくことに真剣に取り組み、平和の文化を普及していくこと」をはじめとする運動課題が私たち自身の誓約としてまとめられています（全文は『9条世界会議の記録』大月書店に掲載）。

この集会を支えてきた一人、九条の会の事務局員でもある高田健さんは、この集会の成功の画期的意義について次のように述べています。

「日本の憲法運動は、この側面（国際協力のこと　二見）では不十分であり、今後の課題であるが、その克服のための大きな一歩を踏みだした。今回の９条世界会議の成功は、結果として加藤（周一）さんが指摘する「われわれの憲法九条運動の弱点」をカバーする画期的な試みの第一歩となったのではないかと思われる」（『自衛隊ではなく、９条を世界へ』梨の木社）

●明日へのチケット　日本国憲法

日本国憲法こそ世界の本流です。しかも近年ますます輝いている。世界の流れは一時的に、あるいは部分的にせき止めることはできても、長きにわたって押しとどめることはできません。

武力による紛争解決をやめ、話しあいで平和的に紛争を解決すること。ここにこそ21世紀のめざすべき方向があります。第二次世界大戦の教訓から生みだされた日本国憲法は、21世紀に生きる私たちの進路をさし示す羅針盤であり、「明日へのチケット」なのです。

（おわり）

５・３憲法記念日リレートーク2009から

佐々木　孝（第九条の会ヒロシマ）

今年も５・３憲法記念日リレートークを行いました。広島は、フラワーフェスティバルの初日で、朝から原爆ドームの前は、笑い声がはじける学生さんたち、カップル、家族連れで賑わっていました。立ち止まりじっと聞いてくれる人もありました。

今年のスピーカーは期せずして9人。それぞれが関わっている核兵器廃絶、被爆者援護、原発、こどもの人権・教育、岩国基地、海外派兵などの問題の生々しい現実を訴えながら、平和憲法への熱い思いを語っていただきました。お話のすべてをこの日の原爆ドーム前に居合わせなかった皆さんにも広く伝えたいと考え、内容を記録に起こしました。
（録音不良で記録が不正確な部分もありまたので、スピーカーの皆さんに確認をして頂いたものです）

参加してくださった皆さんは次の方々です。

・司会は、今年も広島YWCAの難波郁江さん
・主催者として、第九条の会ヒロシマの島村眞知子さんと藤井純子さん
・核兵器廃絶をめざすヒロシマの会の森瀧春子さん
・医療人９条の会の青木克明さん
・児童文学者の三浦精子さん
・原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会の木原省治さん
・ピースリンク広島・呉・岩国　　呉の西岡由起夫さん、
　　岩国の爆音訴訟について大月純子さん
・幼稚園教員としての橋本真さんのお話と歌

「憲法を変える！変えない！市民投票」の結果
今年も5月3日、原爆ドーム前で、「憲法を変える！変えない！市民投票」を行いました。リレートークに先立つ1時間という短時間でしたが、フラワーフェスティバルへ向かう市民の皆さんなど444名がシール投票に参加していただきました。「9条を変えない」のシールが86･9％と圧倒的多数でした。これまで4年間の結果をグラフで示しますと、9条を変えないという強い世論の高まりがはっきりと読み取れます。

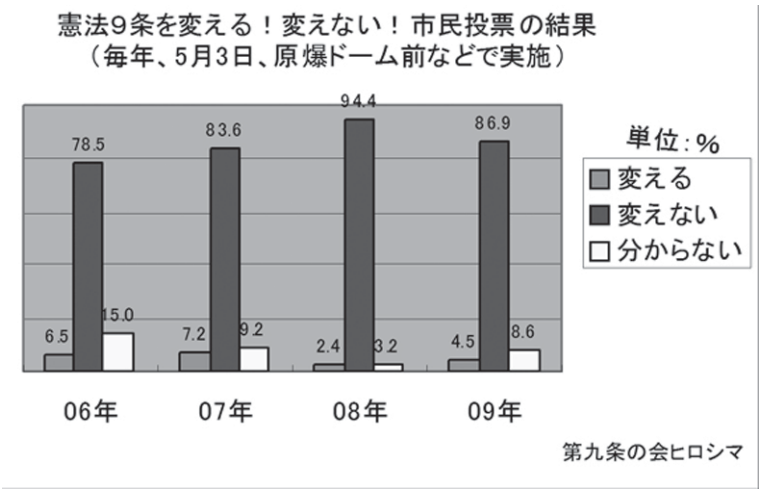

９条があるから

九条朗読

島村真知子（第九条の会ヒロシマ）

「やさしいことばで日本国憲法」

池田香代子訳　（マガジンハウス）より

第2章戦争の放棄　第9条

わたしたちは、心からもとめます。
世界じゅうの国が、
正義と秩序をもとにした、
平和な関係になることを。
そのため、日本のわたしたちは、
戦争という国家の特別な権利を放棄します。
国と国との争いを解決するために、
武力で脅したり、それを使ったりしません。
これからは、ずっと。

この目的をまっとうするために、
陸軍、海軍、空軍そのほかの、
戦争で人を殺すための武器と、
そのために訓練された人びとの組織を
けっして持ちません。
戦争で人を殺すのは罪ではないという特権を
国にみとめません。

藤井純子（第九条の会ヒロシマ）

皆さんこんにちは。今日は憲法記念日ですね。フラワーフェティバルの初日でもありますが、憲法についても少し考えて頂けたらと思ってリレートークを行います。足を止めて、私たちと一緒に座って、憲法について考えてみませんか。

憲法ができてから今日で62年になりますが、今日のフラワーフェスティバルをみても平和憲法があるからこそ楽しめるし、私たちが平和に暮らせるんだということを実感しています。でも、戦争をしないという9条があっても、自衛隊があるじゃないか、海外に出ているじゃないか、9条があっても在日米軍基地があって戦争に出かけているから今、9条のある意味がないのでは？と言う人もいます。でも、この間、イラクやインド洋に出かけましたが、自衛隊が武力行使をしてきませんでした。海賊対処として出かけ残念ながら威嚇射撃はありましたが、62年間、日本が、国権の発動で戦争を行い、他国の人を殺していないのです。これは本当にすばらしいことだと思いませんか。でも、憲法を変えて戦争ができる国にしたいという人たちがいます。アメリカは、日本が米軍と一緒に武力行使ができるような国にして欲しいと毎年、要請してきています。しかし、安倍元首相が「憲法を変え、軍隊で守るべきだ」と言った時には多くの人たちが「戦争はイヤだ」「戦争どころではない、暮らしを見直してくれ」と、安倍内閣の政策にノーの声をつきつけ政権が倒れてしまいました。私たちの声で安倍首相を退陣に追い込み、私たちの声で政治が変えられることが証明されたのです。

世界には紛争状態にある国があります。そんな地域では、自分の親や子どもを失ったり、水がない、食べ物がない、生活もできない状態の中にあって、フェスティバルも楽しむことなどできないのです。世界からみれば9条は希望です。私たちはこの9条をしっかり政府に守らせていきたいと思います。皆さんの中には憲法は難しいという人がいるかもしれませんが、やさしい言葉で朗読を致しますのでお聞き下さい。

1992年

私たちは、憲法9条を活かしたいと願い行動してきました。素晴らしい憲法9条ををしっかり使って、私たちが平和に、健康に、安全に生きる社会を創っていきたいですね。昨年、私たちは、憲法を変えるな！と8月６日に新聞意見広告を出しました。タイトルを「９条はピースロード」として、母親である若い女性がすばらしい絵を描いてくださいました。賛同してくださった人々のお名前を掲載して1900人の意見表明をすることができました。すばらしいものができました。92年の最初の意見広告も見てください。これには3000人の声が集められました。ドーム前で私たちが誓う、過ちを繰り返さないという思いがこの92年の意見広告にも込められています。17年前のものですが、また新たな輝きを持たせるためにも毎年8月6日に意見広告を続けていきたいと思っています。被爆者の思い、2千万人もの人々に日本が与えた大きな苦痛を反省し、今も紛争で苦しんでいる人たちに思いをはせながら、今年も８・６新聞意見広告を取り組んでいます。ご協力をよろしくお願い致し

2008年

被爆の悲惨な体験の上に築かれた憲法九条

絶対変えてはならない貴重な財産

森滝春子（核兵器廃絶をめざすヒロシマの会）

被爆の中心地にお越しの広島市民のみなさん、全国からお越しくださった市民のみなさん。私たちは今日、5月３日憲法施行62周年を記念してこういった行事を被爆
地原爆ドームの前でしております。少しみなさんが耳を傾けていただいたら嬉しいです。

私たちは、憲法25条によって最低限度の健康で文化的な生活を保障されています。みなさん、今の日本で、こういった生活の保障がすべての国民に実行されているとお思いでしょうか。決してそう思われないと思います。そして、私たちは世界に誇る9条という平和憲法を持っています。にもかかわらず、実際にはこの数年の間に、いろいろな法律を日本政府は作ってきました。教育基本法の改悪であり、テロ特措法であり、次々と数え切れないくらいの法律で、すべての戦争、すべての紛争を解決する手段としては武力を用いないという立派な平和憲法が実質的に踏みにじられているといっても過言ではないと思います。

200３年、世界中の反対を押し切ってアメリカがはじめたブッシュのイラク戦争に日本は率先して加担しました。イラク戦争ではイラクの人々を何十万と殺しました。そしてそれだけでなく、劣化ウラン弾という放射能兵器を使って、取り返しのつかない、未来永劫といえる環境汚染を引き起こしてしまいました。それだけではありません。日本は自衛隊をサマワへ派遣しました。この派兵された自衛隊員の人たちが、今後放射能の被害を受けないという保証はありません。派兵されたイタリア兵などには、イタリア政府がこの病気に対して国家として補償するという法律さえ作っています。多くの国で劣化ウランの被害を国が補償せざるを得ない状況になっています。しかし、日本の政府は、こういったものをまったく顧慮せず、被爆国日本でありながら、自国の若者をそういった放射能汚染に曝し、しかも何の問題もないと、私たちに明言している有様です。アフガニスタンに対するアメリカのテロとの戦いということでは、いままさにここに日本の自衛隊を派兵しようという動きさえあります。ブッシュ政権がオバマ政権になっても、そこはいっこうに変わらないわけです。呉からインド洋に自衛官を派兵し、給油し、イラク戦争、アフガニスタン戦争を支え、そういったことを私たちは許してきています。そしていま、ソマリアに海賊退治という名目のもとに自衛艦を派遣しています。そして武器の使用を大幅に自由にしようという法律を創ろうとしているわけです。

そうした中で、最近北朝鮮が人口衛星を発射するということに私自身は大きな危険を感じていますが、それは人口ロケット発射に対してではありません。それに対して過剰に反応する日本の作り出された世論、そしてそれを背景に日本のミサイル防衛で迎撃すると日本政府が言ったことです。これはまさに戦争行為ではないでしょうか。
宣戦布告といえる行為です。北朝鮮に対して、現代で最も大きな武力であるミサイルを使って迎撃するというようなことを、平和憲法を持つ日本が言うことを許していいのでしょうか。そういう形で私たちのせっかくの平和憲法は次々と壊されていっています。来年には国民投票をさらに持ち出そうとしているわけです。こうした世論を今から作り出しつつあります。私たちはそういった憲法改悪は絶対に許してはならない。広島がこの被爆の悲惨な体験から得た、その上に築かれた平和憲法九条は世界にとっても、日本にとっても絶対変えてはならない貴重な財産であるということを、この憲法記念日にもう一度再認識したいと思います。そういった戦争のできる国に実質的に作り変えていることを許してしまっている、これは世界に対してもヒロシマとして日本として、恥ずかしいことだと思います。

国際的には、すでに地雷やクラスターなどの無差別大量破壊兵器はすでに違法だという禁止条約ができています。そして私たちはこれに続いて劣化ウランの禁止法を求めています。私がいま胸にかけているBAN　DU　NEXT（次は劣化ウラン兵器禁止だ）という標語は現実味を帯びてきています。
そして、この延長線上に世界に類をみない非人間的悲惨な被爆を体験した日本から核兵器禁止条約を世界に向かって核兵器廃絶のために訴えていかなくてはいけないと思います。軍隊を持たない国、コスタリカはすでに核兵器禁止条約のモデル案を作っているるのです。

私たちは本当にいたるところで紛争や戦争を体験してきましたが、平和憲法を持つ国日本の役割として、決して次の戦争を許してはならないという決意を新たにしたいと思います。

今も続く被爆の苦しみ　九条は戦争の犠牲から得た英知の結晶

青木克明（医療人九条の会ひろしま）

わたしたちは生命と健康を守ることを使命としています。その対極にある戦争に反対し、「憲法九条をまもり、憲法25条を生かそう」を合言葉に活動しております。原爆の惨禍にあい、いまなお苦しめられている被爆者にとって、九条は大きな存在です。原爆症というとまず思い浮かぶのは白血病で亡くなった佐々木禎子さんです。白血病は過去の原爆症と思いがちですが、被爆後50年以上たってから、白血病の仲間である骨髄異形成症候群と急性骨髄性白血病の発症が増えているのです。長崎大学の関根一郎先生は「若くして被爆した人ほど放射線の影響が高い。10歳未満で被爆した者の93%が現在生存していることから被爆者はまだ3分の１しか癌になっていない。」とのべています。被爆者の体に刻まれた原爆放射線の影響は現在も続いているのです。核戦争被害の生き証人である被爆者を手厚く援護するのが国のつとめであるはずです。しかし残念ながら被爆者援護の拡大は裁判でしか実現してきませんでした。

中でも、**在外被爆者**は、被爆者援護は納税者に対する社会保障の一環とする国の考えにより、長い間放置されてきました。在外被爆者たちは国を相手取った裁判によって、被爆者の証である被爆者健康手帳の取得、国外での健康管理手当ての継続支給、国外からの手帳申請、各種手当申請などを一歩一歩獲得してくる他ありませんでした。在ブラジル被爆者が最高裁で勝訴し、援護を怠ってきたことに対して、120万円の賠償を命じる判決が出され、国はすべての在外被爆者に賠償金を支払うことを決めました。しかし、本人確認のため、国内の裁判所に提訴することを条件としたのです。広島地裁にはすでに韓国、米国、ブラジルの被爆者772人が提訴をしています。本人の確認のためなら、在外の日本大使館で十分できるはずではないでしょうか。どこまで、被爆者に冷たい行政が続けられるのでしょうか。

原爆症認定患者は長らく被爆者の1%にも満たない2000人で推移してきました。原因確率表という、早見表に沿って予算の枠内での機械的審査が行われてきたためです。2003年に申請を却下された被爆者による集団訴訟が各地で起こされ、先の高知地裁判決で国の16連敗となりました。国の連敗をうけて安部首相の指示で昨年4月から新しい審査方式が始まりました。この1年で約3000人が認定されましたが、8000人が審査まちの状態となっています。癌などの病気で苦しんでいる被爆者を2年も3年も待たせることは人道上許し難いことではないでしょうか。

3月18日の原爆症集団訴訟広島地裁2陣判決では厚生労働大臣は認定審査会の誤った判定をただすことなく漫然と原爆症認定申請を却下したとして7人の原告のうち3人に対して賠償金を払うことを命じました。額は11万円から55万円と小額ですが、初めて国家賠償を命じたことは集団訴訟原告団が求めている一括救済に向けて有利な司法判断が下されたといえます。

3月25日には3号被爆者認定申請を却下された7人の原告に勝訴判決が出ました。広島市では厚労省の指示で3号被爆者とは「10人以上の被爆者の看護、救護にあたったもの」と決めており、申請者の半分は「10人以上」の証明ができないため却下してきました。家族ぐるみで救護にあたった場合、赤ん坊は母と一体なので被爆者、幼児は非被爆者という判定をしてきました。判決では認定の要件を「原爆投下から2週間の間に、負傷した被爆者が多数集合していた環境の中に相応の時間とどまっていた事実がみとめられる場合」という基準を示しました。被告の広島市は控訴せず、4月7日に秋葉市長が「高齢化する被爆者の立場に立った統一的な指針をつくりたい。広島県、長崎県・市とも協議し、早く運用したい。裁判という経過なしに手渡すことが望ましかった。原告におわびしたい。」と述べて原告に手帳を手渡しました。国も秋葉市長を見習って、原爆症集団訴訟の原告に謝罪し、一刻も早く原告の一括救済と認定制度のさらなる改善に着手するべきです。５月28日には東京高裁で判決があり、国はその結果をみて対応を検討するとしています。集団訴訟原告の一括救済、慢性肝炎、甲状腺機能低下症などを原爆症の対象に加えること、癌にかかった被爆者は原爆症と認めることなどを求める署名活動がすすめられ、判決後には厚労省前のすわりこみ活動などが予定されています。市民の皆様のご支援をよろしくお願いします。

「長崎の鐘」など多数の著作を残した永井隆博士は、なくなる２年前の1949年10月発行された「いとし子よ」の中で２人のお子さんにつぎのように書き残しています。「憲法九条は戦争の惨禍に目覚めた本当の日本人の声だ。しかし、日本をめぐる国際情勢次第では、日本人のなかから、憲法を改めて戦争放棄の条項を削れ、と叫ぶ声が出ないとも限らない。そして、その声がいかにももっともらしい理屈をつけて、世論を日本再武装に引きつけるかもしれない。そのときこそ、誠一よ、茅乃、たとい最後の二人になっても、どんなののしりや暴力を受けても、きっぱり「戦争絶対反対」を叫び続け、叫びとおしておくれ！　たとい卑怯者とさげすまれ、裏切り者とたたかれても「戦争絶対反対」の叫びを守っておくれ！」　おふたりのお子さんはすでに亡くなられ、最後の2人になることはありませんでした。しかし、ソマリアの海賊対策、北朝鮮のミサイル対策に自衛隊が活躍している現状は博士が恐れたように、もっともらしい理屈をつけて、世論を日本再武装にひきつけ憲法を改めようとしています。紛争の解決に必要なのは武力ではなく対話です。日本国憲法第9条は多大な戦争犠牲を経験した人類の叡智の結晶です。広島は海外侵略戦争の拠点となった軍都であると同時に未曾有の原爆被害にあった地です。憲法九条がもっとも強く輝くべきところです。私たちはここひろしまの地から憲法九条を守り、その精神を世界に広げていきましょう。

憲法と子どもの人権

三浦精子（児童文学者）

皆さんこんにちは。子どもの本九条の会広島の準備会を今立ち上げようと、事務局をやっています三浦です。今日は憲法の日。今から62年前に制定されました。私は敗戦が9歳でしたから、憲法ができたときは10歳でした。それ以来憲法に守られて育ってきました。新憲法ができてから、5年後の1951年5月5日に、児童憲章が憲法の精神にのっとってできました。「児童は人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んぜられる。児童はよい環境の中で育てられる。」この児童憲章ができたとき、私は中学生でした。父が（私は東北の米沢出身ですから、子ども時代は米沢で過ごしました）こけしに、この文字を書いて子どもたちに手渡しているのをずっと見てきました。ところが、今の社会の中で、子どもたちが幸せでない事件が次々と起こっております。ついこの間は、小学4年生の女の子が折檻の末親に殺されたり、昨日の新聞では子どもが冷蔵庫に入れられて遺体を隠されていたのが発見されたことが報じられています。子どもが虐待されてきた歴史はいまに始まったことではありません。グリム童話や昔話にも出てきます。たとえばグリム童話の「ヘンゼルとグレーテル」の話は、飢饉で自分たちが食べられなくなったとき、子どもを森へ捨てに行くお話です。「シンデレラ」の話は苛酷な労働といじめにあった話です。「白雪姫」は、お母さんより美しく育ったばかりに、森に捨てられてしまいます。すべての児童は、虐待、放任、不当な取り扱いから守られなければならないといわれながら、報われないでいる子どもたちがいます。

今私は「子どもの本九条の会広島」を立ち上げて、友人たちとともに活動をしています。6月21日、作家の井上ひさしさんと安曇野ちひろ美術館の竹迫祐子さんにお越しいただいて、ご講演をお願いしております。

私が特に「憲法」九条にこだわりますのは、理由があります。「憲法九条」で戦争放棄を謳って来た日本が、戦争をする国に変えられようとしているからです。変えられるための「外堀」はもうほとんど埋め尽くされました。後は本体の「憲法」さえ変えればいいところまで来てしまっています。非常に危機が迫っていることを感じます。大人が戦争をして、その犠牲者はいつも子どもたちです。太平洋戦争でも　こどもたちはまきこまれました。

今ここに私は幼児絵本「キンダーブック」を持っております。1942年の絵本です。テーマは「ハタラクヒト」です。詩は小林純一、絵は武井武雄です。「ゆうびんやさん」の場面を開いてみますと、「ちりりん、ちりりん、こんにちは。こづつみですよ　おじょうさん、おとうさんから　せんちから。ゆうびんやさんがそういって、くばっていったこづつみは、うれしいおたより、おくりもの。ひらいてみれば　まあすてき、しなのふくきた　しなにんぎょう、やさしいめをして　わらってた」。

昭和17年、父親が戦争に徴兵されて出かけていって、その戦地からの便りなんだと思います。そのことをうたった詩なんですけれども、しかもここにお土産としてシナ（中国）のお人形を送ってきたという話が書かれています。この絵本には、戦地で戦うお父さんたちの姿が書かれています。子どもたちは戦争で父親を奪われました。この子の父さんも無事に帰ってきたのか、戦死してしまったのか分かりませんが、今イラク派兵や戦地に出かける自衛隊のお父さんたち、この間ソマリア沖にも出兵しました。自衛隊員の子どもたちはきっと戦時中に味わった子どもたちの気持ちと変わらない思いを持っていると思うんです。

日本から派兵という形で戦争に行く、これは当然憲法第九条に違反しているわけですけれど、堂々と出かけていってしまうことを、私たちは許しています。もっと本気になって反対しなければいけなかったのではないかと反省します。そして迎えた敗戦です。

詩人丸山薫は、1946年「銀河」という雑誌で、このような詩を発表しています。

「青い黒板」

鉛筆が買えなくなっても、指で書くからいい。
ノートが買えなくなっても　空に書くからいい。
算数の式も、読本の字も　綴り方の文章も
みんな指で書くから　いい。
指で空に書く。
鉛筆やノートブックがまた　買える日まで
空の黒板に向かって　指のチョークで勉強しよう、
空の黒板は広くていい、
日本中の僕たちが　書いても書ききれないだろう。
雲が　きれいに消してくれる。

大人が始めた戦争で、子どもたちには、鉛筆も消しゴムもノートもありませんでした。それでも子どもたちはけなげに「いい」なんて我慢しているんです。こんな思いを再び子どもたちにさせてはならないと思います。

戦争はすべての悪の根源です。その戦争に導かれる第九条の改憲には、心から反対することを表明して、私のリレートークを終わります。

憲法に違反する日本の原子力政策

原発は、主権在民、基本的人権、平和主義を侵す

木原省治　（原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会）

憲法と原子力発電について、一見関係がないかのように思われるかもしれません。しかし、憲法の精神と原子力発電については、非常に関わりがあると思います。皆さんも知っておられるように、憲法には、主権在民、基本的人権の保障、平和主義という大きな三つの主義を掲げています。

今、広島から約80キロという近い距離の上関というところに、原子力発電所が建設されようとしています。この原子力発電所問題が浮上してすでに28年が経過します。原子力発電所の建設予定地の真正面に位置する祝島の人たちを中心に、上関町の多くの人たちが原子力発電所の建設に反対をしています。28年間、漁業補償金も受け取らず、祝島島民の9割の人たちが原子力発電はいやだと表明をし、今までもずっと反対運動を取り組んでいるわけです。にもかかわらず、電力会社や政府は、強引に原発を建設しようとしている。それこそ主権在民を定めた日本の憲法を侵していることではないでしょうか。

基本的人権の尊重という点から原発を考えて見ますと、原子力発電が運転をされるときに、いわゆる弱い立場の人たち、出稼ぎ労働の人たちが、大量の放射線被曝をしながら働くことによってなりたっているのです。この放射線被曝を避けることなくして、原子力発電所は運転をすることはできないのです。電力会社の職員や原発メーカーの人たちは、放射線被曝をほとんどしません。放射線被曝をするのは、出稼ぎ労働者や弱い人たちです。被曝をしないと原子力発電所は運転をされないという実態があることも事実です。これはまさに基本的人権の保障に反することです。

また、原子力発電の燃料であるウラニウム燃料をつくるとき、その採掘の過程で出てくるカスから、あの劣化ウラン弾が作られてくるわけです。劣化ウラン弾はイラクやそういった国々の戦争に使われています。日本は自分のところで核燃料をつくることができないので、アメリカやオーストラリアに依存していますが、日本の原子力発電所の燃料であるウランを採掘するときに、それが劣化ウラン弾という形で多くの被災者を作り出している。これはやはり日本国憲法の平和主義の精神にも反するのではないかと思っています。

先日、島根原子力発電所を見に行ってきました。9･11以降、島根原子力発電所は中国地方に唯一ある原子力発電所ですが、入り口には24時間態勢で、カービン銃を抱え、防弾チョッキを着た警察官がすっと警備をしているわけです。そして海上からは海上保安庁の巡視艇がこれも24時間態勢でずっと警備をしています。こういった状況は9･11以降だと電力会社は言います。テロを防ぐためという口実ですが、このためにいくらの税金が使われ、そしていくらの電気料金が使われているでしょうか。

そしてまた、今日本の原子力発電所で、プルトニウムを燃やすためにフランスからプルトニウムが海上輸送されています。プルサーマル燃料といわれるＭＯＸ燃料が日本に運ばれています。3月にフランスを出発し、5月の中旬には日本に着いて、九州電力の玄海原子力発電所、愛媛県の伊方原子力発電所、静岡県の浜岡原子力発電所で、そのプルトニウム燃料が使われるといわれていますが、この輸送ルート、まったく極秘のうちに輸送がされています。今、どこを船が通っているのか、どのコースをこのプルトニウム燃料を運んだ船が通っているのか、まったく私たちに知らされていないままで行われています。

中国電力の島根原子力発電所も、プルサーマル計画、プルトニウムを燃料に使う計画を立てています。やはり同じように日本では、プルサーマル燃料を作ることが現時点ではできません。そうなるとやはり、フランスやヨーロッパから燃料を購入しなければならない。その輸送ルートの沿岸諸国では、日本政府に対して被爆国でありながらなぜプルトニウム燃料をわしたちの住む沿岸地域に運んでくるのか、非常に強い抗議の声が寄せられているわけです。私たちは、この抗議の声に応えていかなければならないと感じます。

原子力発電と憲法の問題。主権在民、基本的人権、平和主義、この憲法が定めている三大原則を踏みにじりながら運転され続けなければならない原子力発電に対し、ぜひ憲法との係わり合いで理解をしていただきたいと思います。

海賊対策法は派兵恒久法　市民が声を挙げていく

西岡由紀夫（ピースリンク広島・呉・岩国）

自衛隊がソマリア沖に呉から出航しました。3月14日のことです。そのときには、麻生首相も来て、午後2時5分から出かけていくという状況でした。私たちピースリンクでは、ソマリア沖に派遣することが決まった1月28日の段階からいろいろな行動を行ってきました。抗議声明、申し入れ、街頭宣伝、それから３月14日にはいろんなことがありましたが、平和船団を出して抗議を行いました。状況を変えることにはなっていませんが、市民が声を挙げていくと、これに異議申し立てをしてその動きをつくっていくということが大切だろうと思って、ずっと重ねています。すでに国会に海賊対策法案というのが衆議院で可決されて、参議院に送られている。今後どうなっていくのかは、私たち国民の、市民の世論によって決っていくのではないか、いっそうの活動をしなければならないと思っています。

「海賊対策法案」について触れてみたいと思います。政府が3月13日、ちょうど出航の前日ですが、安全保障会議と閣議決定をもって、今は自衛隊法82条の海上警備行動を行っていますけれども、それを追う形で、今の海賊対策法案が作られることになりました。正式には、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法案」ということですが、問題になるのは武器使用が緩和されるということですね。これまでのような正当防衛と緊急避難のときに認められていたものをさらに先制攻撃も許されてくるとになるんでしょうし、それから、これが何よりも一般法である、恒久法であるということです。これまでの対テロ、イラク特措法では時限法で決められて、それの改定、延長については、私たちの闘いもあって、一時中断させたりしたこともあったわけですが、そういうことも一般法ですから海賊対策の名がつけば、いつでも、どこでも、自衛隊は国会の承認をとることもなく出かけていくことになります。これは、これまでのような専守防衛で日本の安全を守るという自衛隊のありようからいっても、まったく違ったことになるんじゃないのか。もう憲法九条の精神が押し潰されてしまうぎりぎりのところまで来ているのではないか。私たち市民運動のところでは、派兵の恒久法が作られることをずっと警戒してきたわけですけれど、まさかこうした海賊対策でもって派兵恒久法のさきがけが行われているのは予想外のこと。ここで何とか食い止めていきたいと思っています。危険な状況であるからこそ、麻生首相はわざわざ岩国に飛んで、ヘリコプターで呉までやってきて、とりわけ自衛隊員と家族の方々の不安を押さえ込もうとしたんじゃないでしょうか。ピースリンク呉のメンバーには保育所に勤めている人がいますが、その関係者から「ほんとに不安で仕方がない」という声も届いているようです。そうしたものを権力で一方的に進めていくというのが、いまの状況なんだということを危惧しています。一緒に声を挙げていくことを通して、9条を守っていきたいと思います。

一人ひとりのいのちが大事にされる社会をつくるために

岩国爆音訴訟　裁判とは…

大月純子　（ピースリンク広島・呉・岩国）

米軍再編は「沖縄の負担軽減」ではない

憲法九条があるからこの63年間守られてきたというお話もありましたが、その一方で、戦後63年間、岩国でも、沖縄でも、基地のある町では、毎日のように戦争のための訓練が行われ、訓練だけではなく、実際に戦場へと旅立ってまた帰ってくるという形で戦争に加担し続けているという痛みを持ちながら、生きている人たちが沢山おられます。そのような中で、「沖縄の負担軽減」という名目で、米軍再編が行われていますが、皆さんご承知のとおり、これは実際には沖縄の負担軽減ではなくて、アメリカが世界のどこででも戦争ができるようにするための世界的再編が行われている中で、日本の米軍基地が機能しやすくするために再編成されているに過ぎないのです。

岩国市民476人が岩国爆音訴訟を提訴

岩国では、厚木から空母艦載機部隊が移駐してくるという案が出されていますが、その一方で3月23日に、岩国市民の476名が国を相手取って岩国爆音訴訟を提訴しました。これまで63年間、一度も岩国では爆音訴訟が起こってきませんでした。厚木、横田、嘉手納、普天間、小松などでは、ずっと裁判が行われてきましたが、岩国と三沢では裁判が起こっていません。その岩国で裁判がようやく起こったということで、全国で爆音訴訟で闘っている方々も、喜んでくださっているんですけれども、なぜ今まで岩国で爆音訴訟が起こってこなかったかというと、1997年から沖合移設事業が行われていますが、この沖合移設が「騒音と墜落の軽減」であるというううたい文句で行われ

てきました。だから基地周辺の人たちは、確かに今はうるさいかも知れないけれど、国が滑走路を1キロ沖合に移設してくれて、静かな空を戻してくれるんだ、沖合移設が完了したら、静かに暮らせるようになるんだと信じて疑わなかったからなんです。にもかかわらず2005年になって、米軍再編が出てきたときに厚木から空母艦載機部隊が移駐してくるということで、ほんとに騙されたという思いが岩国の人たちの中にあるのです。去年の市長選で、僅差で負けてしまいましたけれど、その次の日に、広島のいろんなところで、岩国の人たちは容認したのかという声を聞きましたが、その言葉を聴くたびに私は、「岩国の人は容認してないよ！」と叫びたくなりました。福田市長ですら，未だに容認とは明確に表明していないのは、根強い市民の反対の声があるからです。このような市民の艦載機移駐については反対の思いが、この初めての裁判にもかかわらず476名の人たちが声を挙げたことに現れていると思います。

静かな空を取り戻すために・・・

さきほど、青木先生のお話の中で、原爆症の認定でも裁判によって道が切りひらかれてきたと言われていましたが、この爆音に関しても、裁判を起こさないと損害賠償が行われないという状態が続いています。一応これまで全国各地の闘いの中で、うるささ指数75W値以上は違法であるということが認められつつあります。新嘉手納爆音訴訟では不当判決がでていましたが、これもこの2月に改められましたので、大体75W値以上の爆音は受忍限度を超えており、違法なんだと裁判所は認定しました。けれどその一方で爆音を出し続けている航空機を飛ばさないでくださいという飛行の差し止めに関しては認められていません。けれども、じゃあ、国は何もしないでいいのかということに関して言えば、決してそうではありません。
2月27日に出た新嘉手納爆音訴訟控訴審判決では、差し止め請求が認められないということは、被告の国に騒音の状況を改善する責務がないことを意味するものではないということではなく、むしろ原告らに差し止め請求という司法救済の道が閉ざされているという以上、より一層強い意味で騒音の状況の改善を図るべき政治的責務があると判示されています。このことに関して、それはおかしいだろう、三権分立なんだから、司法は行政から独立して自分たちの責任を果たすはずなのに、司法救済の道が閉ざされているとしてしまうこと自体が間違っているのです。ですから、新嘉手納爆音訴訟の方でも、一部の人たちがいま上告をしておられますし、岩国としても弁護団長が、「国民が違法な状況に置かれ続けているのであれば、司法としてはいかにそれを回避するかということを知恵を絞らなければならないはずです。そのことを岩国においても裁判所に認めさせていきたい」といっています。にもかかわらず、4月10日に、最高裁が横田基地飛行差し止め訴訟団の上告を突然棄却しました。何の審理も無いままに棄却されたことに対して、私たちも怒りを覚えています。全国の爆音訴訟の方々と一緒にこれからどうやって私たちが安全に暮らせる状況を国に認めさせていくのかということを　一緒に考えていかなければならないと思っていますし、全国で闘っている他の訴訟団のためにも岩国で飛行差し止めを認めさせて行かなければなりません。

裁判とは・・・裁判員制度導入にあたって

一方で裁判はどういう意味があるのかということをもう一度私たちが考えさせられているのではないかと思っています。岩国の爆音訴訟の弁護団に加わっておられる山口県の弁護士の一人が、今回の横田基地裁判の上告棄却に対して「裁判員制度をはじめ、司法改革によって司法に対する国民の理解と信頼を高めようとしている最高裁にあるまじき判断だ」と、コメントされています。司法改革として裁判員制度が行われ導入されるとしていますが、それは一方では改悪なんだという指摘もあります。もう今月の21日には、裁判員制度が導入されて、私たちが裁判に関与させられるようになるわけですが、第九条の会ヒロシマの藤井さんなんかは、「できることなら原爆症認定裁判、上関裁判とかそういう民事訴訟や行政訴訟に私たちが裁判員制度でかかわらせてもらえたらいいのに」とおっしゃっておられますが、今回の裁判員制度は一切民事や行政に関わらせてもらえず、刑事事件の中でも重大事件といわれている事件しか扱われないことになっていて、その多くが死刑求刑事件ではないかと言われています。

凶悪事件は増えていない

なぜ重大事件、刑事事件が裁判員制度に選ばれたかというと、凶悪犯罪が増えていると言われ、私たちはそう思い込まされていますが、実は凶悪犯罪はまったく増えていないのです。犯罪白書を見るとむしろ減っているのが現状なのです。つまり、刑事事件の中でも重大事件と言われる事件は、年間の件数が大体これくらいというのが分かっているのですが、民事訴訟とか行政訴訟はいつどれだけ起こされるか分かりませんので、裁判員を導入するのは難しいと言われています。もうひとつは、死刑ということに対して私たち市民に関わらせようとする意図があるのかも知れません。というのも、重大事件の判決に対して、どうしてこんな判決なんだと世論からバッシングが起こりますが、それに市民を参加させれば、職業裁判官だけの責任ではなく、市民が決めたのだから・・・と裁判官が市民に責任を振り分けられますし、「そこまで言うなら、あなたたちも参加してみてください」という裁判官の思いがあるとも聞いています。

人の命が多数決で決められる

けれども、このような厳罰化の流れの中で、裁判員制度を導入すると、死刑判決が増えることも危惧されていますし、アメリカなどの陪審員制度では、有罪か無罪かだけを裁くのであって、陪審員は量刑については判断しませんし、有罪か無罪かも全員一致で決まるのですが、日本の裁判員制度は、死刑か無期懲役か有期懲役かなどの量刑までも裁判員に判断をさせようとしており、しかも、死刑か無期かなどの量刑を多数決で決めようとしています。つまり、1票差で、人の命が死刑か無期懲役かに分かれる可能性もあるのです。しかも、その評決に関わった人は、それが自分の意と反していたとしても、誰にも話してはいけないと定められており、もし、話すと懲役刑か罰金が科せられます。つまり、おかしいと思ったとしても、その思いを墓場までもっていかなければならないのです。

裁判の本来の目的とは･･･

そして、何より、厳罰化で犯罪が減るかというとそうではありません。更に言えば、裁判の目的というのは、刑事事件で言えば、被告人を裁くことが目的なのではなく、どういう事件なのかを、なぜこのような事件が起こったのかということを明らかにして、二度とこのような事件を起こさないためには社会に何ができるか、何をすべきかということを考えることが裁判のありようなのです。加害者にすべてを背負わせて、厳罰化をして死刑にしても何も問題は解決はしません。にもかかわらず私たちに凶悪犯罪が増えていると思い込ませることによって、不審者マップというのが作られて、私たちの人たちは危険か周りに危険な人がいるかもしれないと不安がらせ、まわりにいる人を疑うようにさせられてしまい、そして言ってみれば私たちのすぐそばにテロリストがいるかもしれないと思い込ませて、お互いを監視させていくのです。

「スタジオとお茶の間が裁判所？」

＝世論による「国家総動員」の実情

先ほど「世論」という言葉がありましたが、まさに私たちは今の凶悪犯罪に対する報道や世論を見ていると、国家総動員を自らやってしまっているように思えてなりません。マスコミもそうですし、私たちもそれに乗せられているような気がします。マスコミなどでは、検察が起訴したストーリーがそのまま紹介されることが多く、その事件がどういう事件であるのかということについての正しい情報は流されていないのが現状であり、実際に、昨年１０月に執行された死刑囚の一人は実は冤罪である可能性があることも指摘されていますし、その他の事件においても完全な冤罪ではなくて、部分冤罪であったり、マスコミが流しているような犯人像ではなかったりする実態もあるのです。にもかかわらず、厳罰化の傾向に私たち市民も荷担させられてしまっているのです。

広島でも死刑執行が行われている

人を殺しても罰せられないのは戦争と死刑です。そして両方に共通しているのは、国家による殺人であることです。そしてこれからはこの裁判員制度によって、私たちもその引き金を引かされるのです。（厳密に言えば、日本では絞首刑ですが･･･）けれども実際に執行の際のボタンを押すのは裁判官でもマスコミでも私たちでもなく刑務官なのです。広島にも拘置所があり、執行台があります。広島拘置所には現在二人の確定死刑囚がいて、明日国家によってその命を奪われるかもしれないという不安を抱きながら生活していますし、刑務官の人たちはいつ自分たちがその役割を持たされるかもしれないという不安を抱きながら生活をしています。そのような中に私たちも責任を持たされようとしています。

憲法9条と25条を活かすために

けれども私たちは今からでも、そのような流れを食い止め、さきほど25条の話がありましたけれども、一人ひとりの命と存在が大切であるということを分かち合っていくためにも、この9条を大事にしていきたいと思います。

少年事件も増えているように語られていますが、実は、日本では少年犯罪は増えていないそうです。海外の研究者が何で日本では少年犯罪が増えていないんだろうと、調査に来るそうです。その調査に来た結果、分かってきたことは、徴兵制度が無いからという理由が挙げられているそうです。それは、こどものときから、人を殺すことが当たり前だと教えられてきていないので、日本では少年犯罪が減っているのではないか。つまり、そういう意味でも、実は戦争と犯罪とはすごくかかわりがあると思うんです。この憲法の日に私たち一人ひとりの存在が大事だということを皆さんとともに確認しながら、国家の武力による戦争では無く、一人ひとりの命が大事にされる、お互いの命を大事にしあう社会をともにどうやって作っていくのか、私たちに何ができるのか、何をしなければならないのかを考えていきたいと思います。

子どもたちを守るために

憲法25条　26条を活かす

橋本　真（教科書ネット）

私は、幼稚園の教員をしています。ある日、劇遊びのストーリーを子どもたちと一緒に考えました。子どもたちが考えたストーリーは、動物たちが宝探しの冒険に出かけるお話。

「なぜ宝探しに出かけるの？」
「飼い主がお給料をもらえなくなったから」
「もうちょっと楽しいお話がいいな。ほかになんか無い」
「会社がつぶれちゃったから」
「それもかわいそうだな、ほかに何か無いかな」
「戦争が始まったからじゃないかな」

という子がいて、私自身かなり驚きました。ちょうどリーマンショックのあとで、その上イスラエルのガザへの攻撃がテレビでどんどん流れている頃でした。子どもたちは、非常に敏感に世相を感じ取っています。お母さんたちに聞くと、やはりお父さんが夜、いつもなら時まで残業していたのが時、時に帰ってくるようになった。子どもたちはそれはそれで嬉しいと思うのですが、夫婦間の会話が残業手当はどうとかなんとかという話になりがちなようで、子どもたちが不安な気持ちになっているのは確かなのだと思います。

先ほどから条の話が出ているわけですが、高校の先生と話しいていると、実際に学費が払えなくなってしまって大学に行けなくなってしまった子どもがいる。小学校でも金銭的なことで困っている子どもたちがいて、ほんとに給食代が払えなくなったりとかいうことが確実に増えてきている。こういった子どもたちを僕たちは守っていかなければならない。子どもたちが希望を持って明日に進んでいける。そういう社会にしていかなければならない。

そのために必要になってくるのが今の日本国憲法だと思います。憲法を変えると言っている人たちが、環境権がどうのこうのとか言っていますが、子どもたちが安心して生活していけるためにどうしても必要なのが憲法条だということが、あまりにも言われていない。実際問題として今困っている子どもたちがいる、それを助けていくのが国であり、行政であるはずなのにそうなっていない。もちろん、義務教育の子どもたちに関しては、健康保険の問題ですとかいろいろ動きがあるようですが、高校生たちには手が差し伸べられていない。　今私たちは、北朝鮮の問題とか外圧で危機感をあおられているわけですが、実際問題として、子どもたちがあまり守られていない、幸せに暮らせていないという現実が目の前にあるのではないかと思います。

この５月３日の日、憲法というものを考えたときに、実際に守られていない子どもたちがいて、その子どもたちのために私たちは何ができるのか、何を守っていくべきなのか、何を大切にしていくべきなのかをしっかりと考えていかなければならないのではないでしょうか。障がいを持った子どもたちが、たとえば車椅子の子どもが普通学校に行きたいと言っても、行政の側は、車椅子の子どもを３階に上げることができないからという理由で自宅待機させられている。そんな子どものニュースが先日テレビで流れていました。小学校では友だちと一緒にやってきたし、その子が一生懸命がんばって字が書けるようになった過程を回りの子どもたちは見ていて、中学校でも一緒に生活したいと思っている。しかし、行政はそれをフォローしない。そのような問題がたくさんある中で、私たちはこの憲法を守り、そして生かしていくことが今求められているのではないかと思います。

９条に関することですが、貧困と平和はすごく関わっていることだと思います。　アメリカ軍では低所得者の若者が軍隊に入っている、もしかしたら日本でも、それが明日のことになっていくのではないでしょうか。勝ち組、負け組みというのは嫌いな言葉です。でも、こういう状態の中でソマリアのことが出てきたり、９条が揺れ動いている。そういう段階で、子どもたち、若者たちが不安な選択肢しかないという状況に追い込まれていく、これはとても問題だと思います。これから、子どもたちを守っていくために、私たちは何をすればいいのか、この５月３日のトーク、いろいろお話がありましたけど、考えていきたいと思います。ありがとうございました。

（うた）橋本さんオリジナル「何が大切なのか」「願い」
（みんなで合唱）　「広島の青い空」

キューバを訪問して

―革命から５０周年―

栗原　君子

4月27日から５月５日まで、キューバが半世紀にわたって、いかに社会主義建設を続けているかを学ぶ旅をおこないました。私は、キューバ青年同盟、女性協会、革命防衛委員会、ＩＣＡＰ（諸国民友好協会）、ラテンアメリカ医学校などを訪問しましたが、他の訪問団員は老人ホームや産婦人科病院、革命記念館、ハバナからバスで３時間のサンタクララのチェ・ゲバラ博物館など自分にとって興味あると思われるところを訪問した人もあります。

ラテンアメリカ医学校はハバナの西側郊外にあります。ここでは世界の経済的に貧しい国や地域からの医学生が数多く学んでいます。勿論、彼らの学費や衣食住の全てはキューバ政府が負担しています。医学生たちは卒業すれば世界の貧しい国や地域で医師として働きます。例えば、私が８年前にハバナを訪問したときに比べて、通りに新しい車も数多く走っていましたので「石油は何処から輸入しているのですか」と聞きましたら「ベネズエラからです。ベネズエラの医師をキューバで養成していますので、その見返りです」という答えが返ってきました。医師を養成するなどの人的な国際貢献で平和的な外交を進めるというのがキューバ政府のやり方です。

革命防衛委員会は日本の町内会のような組織とでも言うのでしょうか。それが学習会を行い、献血や節約、食料自給率を高める運動から子どもは学校に行っているか、勉強の解らない子どもはいないか、住民はちゃんと健康診断を受けているかなど病気予防や住民が人間らしく生きるための活動組織であると感じました。このように住民に対して、きめ細かな活動が「二度と奴隷には戻らない」という原動力になっていると感じました。

５月１日は革命広場でハバナ市内の労働者３５万人が大行進した『革命50周年記念メーデー』に朝早くから参加しました。司会者が開会を宣言すると、100数カ国の大使（西林・日本大使の姿も）や私たち訪問団を含む外国からの招待者2000人ぐらいが紹介されると、大拍手と歓声が沸き起こりました。しばらくすると、麦わら帽子スタイルでラウル・カストロ議長が登場、参加者全員が立ち上がって拍手をおくりました。ラウルは壇上の私たち７名の10メートル先から参加者にエールを送っていました。私はラウル・カストロがどんな演説をするのか楽しみにしていたのですが、ラウルの演説も来賓挨拶もなく労働組合の代表ひとりが挨拶をしただけでメーデー行進が始まりました。日本のメーデーのように主催者挨拶や来賓挨拶などの次第が終わってからデモ行進というのではなく、キューバでは、それぞれの事業所、地域、労働組合、組織からの参加者がのぼりや旗、体操、ダンス、山鉾など創意工夫した出し物による行進団が広場を通り過ぎていくというものです。行進団の熱気や活気は見学者にジンジンと伝わってきます。行進団はラウル・カストロ議長の前を通るときは速度を緩めてアピールをします。２時間ほどのものでしたが、まるでカーニバルを観るようで私たちを飽きさせません。以前は全国から動員して100万人を超えることも何度もあったそうですが、経費や時間もかかり効率が悪いため、今では各地でメーデーをやっていると言っていました。ハバナ市内の35万人の参加者というのは、拡大な革命広場を埋め尽くし、距離にして横200人位、縦は何キロメートル続くのでしょうか、延々と続く大群衆の移動のようなメーデー行進でした。

「社会主義思想は男女差別を許さない」とはこういうことかと思ったのは、何処にいっても女性が重要なポストで活躍していることでした。クオーター制をしかないにも関わらず国会議員の43%、（閣僚では36%）を女性が占め、専門家・技術者の66%、医療分野では70%が女性であることでした。

キューバ政府の「われわれの政治姿勢は国民によって支えられ国民のためにある」「冨の公平配分」という政治姿勢。「外交は口で」「各国を否定しないで、どの国とも連帯していく」「アメリカの圧力・脅威は勿論、欧州であれ、他国であれ決して恐れない、来たければ来い」という外交姿勢に小さな島国が私には大国に見えました。私にとっては今回が４度目の訪問でした。キューバは決して経済的には豊かな国とは言えませんが、人々から教育や医療、雇用の不安を聞くことはありませんでした。ましてや生活苦による自死の話しなどもありませんでした。政治によってこうも違うのかと考えさせられる旅でした。

メッセージを川柳で

筆録　島村眞知子

これからますます意味あるものになる、9条を世界平和の実現に生かしたい。
岩下　健一

広島県の教育現場にもう一度、自由と平和の風吹かせよう。
田坂　量慈

学校の上でアメリカの飛行機は戦争の練習をしないで。
（凪　7歳）　皿海　順子

米人もきっと欲しがる　九条が
小西　美智子

憲法の豊かな未来　子に伝え！
江崎　勝之

戦争より話し合い　軍事費より教育と福祉に
栗木　黛子

原爆忌　それぞれの思い秘め　祈る
森岡　純子

ヒタヒタと押し寄せる改憲の足音を護憲の平和行進の足音に大きく変よう。
新井　愛子

8・6は世界平和の日
鈴木　哲朗

尽大な加害・被害を忘れずに、九条守れ　不戦の証、戦の償い。
山田　章博

ヒトゴロシ、コレガセンソウダ。
高根沢　大蔵

武器を捨て、人と自然をいつくしめ。
岡本　達郎

活動報告

4月　6日　第九条の会ヒロシマ世話人会①　　岡本平和研
　　7日　広島県９条の会ネットワーク事務局会議　原爆資料館会議室
　　１５日　会報６１号発送
　　１９日　８・６ヒロシマ平和へのつどい２００９相談会
　　２２日　第九条の会ヒロシマ世話人会②　　岡本平和研
　　２５日　＊九条の会・はつかいち憲法講演会
　　２６日　＊九条の会・三原憲法講演会
　　ノーモア チェルノブイリ ノーモア被爆者 ドーム前の集い（実行委）
　　２９日　＊九条の会・はつかいちシール投票
　　＊庚午・古田中学校区九条の会講演会
　　＊井口・井口台中学校区九条の会講演会
　　３０日　リレートーク・シール投票準備作業日
5月　3日　５・３憲法記念日リレートーク ＆ 市民シール投票 原爆ドーム前
　　＊マイライフ・マイ憲法　講演とミュージカル
　　＊憲法講演会　広島YWCA
　　＊九条の会ふくやま憲法講演会
　　9日　＊安佐南・北九条の会憲法講演会（講師：岡本三夫さん）
　　１０日　＊核兵器廃絶をめざすヒロシマの会総会とシンポジウム
　　１６日　*上関原発を止めよう街頭署名１回
　　１７日　８・６ヒロシマ平和へのつどい2009相談会
　　１９日　広島県９条の会ネットワーク会議
　　２３日　*上関原発を止めよう街頭署名２回
　　３０日　*上関原発を止めよう街頭署名３回
6月７～８日　会報６２号発送作業

4.26ノーモア核被害者ドーム前の集い

お知らせ

▶子どもの本・九条の会広島　結成総会
6月21日(日)　13:30～　アステールプラザ大ホール　12:30開演 講演
講師:井上ひさしさん「子どもに伝える日本国憲法」
竹迫祐子さん　「世界の中のこどもみんなに平和と幸せを
ーちひろの願いを、今ー」
チケット代　前売り1500円　当日1800円　障がい者1000円
主催:子どもの本・九条の会広島設立準備会
連絡先:082-220-0435(三浦精子)

▶「広島マスコミ九条の会」４周年のつどい
7月18日(土)14:00～
広島市民交流プラザ６Fマルチメディアスタジオ
講師:中澤啓治さん(漫画家)
主催:広島マスコミ九条の会
連絡先:082-243-4203

▶「被爆医師」肥田舜太郎先生の講演会
8月7日(金)18:30～
広島市民交流プラザ６Fマルチメディアスタジオ
肥田舜太郎さんのプロフィール　陸軍医師として被爆し、救援にあたる。
著書「ヒロシマを生きのびて」(あけび書房)　共著「内部被爆の脅威」(ちくま書房)
主催:ひろしま医療人・九条の会
連絡先:082-262-5424　iryojin9@hiroshima-hokeni.jp

▶「宗教者九条の和」輝かせたい憲法第九条
軍都・被爆都市・平和都市　広島から
第５回シンポジウムと平和巡礼ｉｎ広島
9月26日(土)12:30～16:30　世界平和記念聖堂
(カトリック幟町教会/広島市中区幟町４?４２)
基調講演:岡本三夫さん(第九条の会ヒロシマ世話人代表)
パネルディスカッション
宗藤尚三さん(日本基督教団牧師)　岡本三夫さん
スティーブン・リーパーさん(広島平和文化センター理事長)
・平和巡礼　(閉会後)会場～大本営跡(広島城公園)
主催:宗教者九条の和　連絡先: 03-34161-9363(日本山妙法寺)

▶上映会～今を生きる若者たちが平和とは何かを大人たちに問いかける
６月１４日(日)13:30～16:40　広島市交流プラザ(５Ｆ研修室Ｂ)
13:00～13:30　受付　60人　(参加費無料)
13:30～15:30　映画「夕凪の街 桜の国」特別上映
15:40～16:40　高校生・若者の作品上映
主催／若者の映画・作品上映実行委員会　問合先／ 082-244-2511(北村)

▶「みんなで止めよう!!　基地強化」
7月11日(土)13:30～　廿日市商工保健会館交流プラザ(廿日市市本町5-1)
講演と対談: 浅井基文さん(広島平和研究所所長)と
井原勝介さん(前岩国市長)
主催:岩国基地の拡張・強化に反対する広島県西部住民の会
連絡先:0829－31－3356

８・６関連行事

▶ 8.6ヒロシマ平和へのつどい2009
8月5日(水)　18:00～21:00市民交流プラザ北棟研修室ABC
第１部　・長崎から　・広島から　参加費:1,000円
・在外被爆者の支援を！
・米軍再編と自衛隊の海外派兵・武力行使に反対しよう！
・上関原発建設を止めよう！(8.6脱原発座り込み行動提起)
第２部　問題提起＆討論　海外ゲスト:ピーター・カズニックさん
「オバマ米政権の戦略と2010年NPT再検討会議の私たちの課題」

８月５日(水)　フィールドワーク
平和公園徒歩コース　14時～16時
米軍岩国基地コース　13時～17時30分
原民喜の「夏の花」を歩くコース　13時～16時30分
８月６日(木)
７：００～ 「市民による平和宣言」&「8.6新聞意見広告」配布
７：４５～ グラウンド・ゼロのつどい(原爆ドーム前)
８：１５～ ダイ・イン(原爆ドーム前)
８：３０～ ピースウォーク(原爆ドーム前～中国電力本店前)
９：００～ 脱原発座り込み(中国電力本店前)
フィールドワーク　・広島城周辺徒歩コース　９時～12時
・宇品・比治山コース13時～17時
★ヒロシマスタディツァー　12時集合　12:25宇品港出発～15時50分
宇品～呉定期船とチャーターバスを使っての呉フィールドワーク
賛同カンパ　１口、1,000円　郵便振替　01320-6-7576　「８・６つどい」
主催:8.6ヒロシマ平和へのつどい2009実行委員会
連絡先: 090-4740-4608　kunonaruaki@hotmail.com

▶ 8・6ヒロシマ国際対話集会　～反核の夕べ～
8月6日(木)　16:00～18:30　広島市民交流プラザ(6階マルチメディア・スタジオ)
主催:核兵器廃絶をめざすヒロシマの会
連絡先:082-532-1300(生協連)

▶ ＭＹ　ＷＯＲＬＤ－坂本雅美と仲間たち展

6月9日（火）～14日（日）9時～17時（土曜日は21時）
県立美術館地下県民ギャラリー　(082-221-6245)
出品者：池松綾子、和泉容子、坂本雅美、
清古真由、野地麻子、野地りえ子
連絡先：082-2643-9845（坂本）

▶ 新雑誌Radical and Amusing Magazine　のご紹介
「いろはにこんぺいとう」とは…
「いろは」は基本、ラディカルであることは、ものごとの根本をつかむ、それにおもしろい。二見さん自らが憲法を学び直し改憲の危険性を訴える独特の語り口…　改憲に立ち向かって新たな一歩を踏みだす契機となることが期待されるでしょう。渡辺治さんも推奨されています。
見本誌(創刊号) が頂けるようです。下記までご連絡下さい
第2号～第7号(1年)　6号分の誌代2500円　送料600円
発行　しずく工房(代表　二見伸吾)　730-0651　広島市中区榎町8-22-401
電話＆fax　082-291-3911　shizuku5432factory@yahoo.co.jp

事務局から

・年会費、カンパ、賛同金、ありがとうございました。会費納入状況はタックシールに記載をしています。間違いがありましたら遠慮なくご連絡下さい。TEL:070-5052-6580
E-mail;fujii@jca.apc.org(藤井)
TEL・FAX:082-283-7789(佐々木孝)
・今年の８・６新聞意見広告15段は２色刷りをめざしています！　広島県９条の会ネットワークの協賛を得てとても心強く思っています。5段のエリアも広げたいと願っていますので、ご協力をどうぞよろしくヨロシクお願い申し上げます。

後記

・今年は久しぶりに中国新聞に８・６新聞意見広告を掲載する。広島県内の賛同者が増えるといいな。でも８・６原爆特集は力が入っているので県外の人にも是非とも読んでもらいたい。県外の方には、ご希望があれば新聞を送りますので、申込み欄にお書き添え下さい。
・「あっ　フツーに歩いてる」とやっと言われるようになった。自転車にも乗れる。だけど体力の回復はかなり困難？　「はしご」をするとグタっと疲れて？　これは怪我の所為だけではないかもしれない。ハヤク走りたい、滑りたい？　でもまだ無理ムリ　焦らず、ゆっくり…
・清志郎が亡くなった。11・3に何度か呼びたいと言いかけたけど「無理だろう」とか「・・・」とか。ほとんど同世代、ロックが好きだから、悲しくて、ナマの彼の歌声が聞けなくて残念でたまらない。けれど聞こえてくるよ。「誇りを持って生きようぜ」って。
・蓮池透著「拉致～左右の垣根を超えた闘いへ」がかもがわ出版から出さました。強硬派とみられていましたが、冷静に、素直に、当時を反省して語っているのだそうです。いろいろ考えさせられる本で、電車で読めると高田健さんも書いていて編集が終わったら読みたい。でも編集って、はるか昔だけど学生時代の試験みたい？　それに自転車では読めない・・・